

石垣市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱(平成20年石垣市告示第147号)の新旧対照表

現行	改正後
(最低制限価格の範囲) 第3条 最低制限価格の設定は、建設工事では予定価格の10分の7以上とする。委託業務では予定価格の10分の6から10分の8まで(地質調査業務にあっては10分の6.6から10分の8.5まで)の範囲内で適宜の割合とする。また、最低制限算定価格の計算は別紙1のとおりとする。 別紙1(第3条関係) (最低制限算定価格の計算) 第1 最低制限算定価格は、原則として次の各表により定める割合に予定価格を乗じて得た額を参考とする。 (1) 建設工事の場合 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。 ア 直接工事費に10分の10を乗じて得た額とする。 イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額とする。 ウ 現場管理費に10分の8を乗じて得た額とする。 エ 一般管理費に10分の7を乗じて得た額とする。 (2) 委託業務の場合 次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その割合が<u>10分の8を超える</u>	(最低制限価格の範囲) 第3条 最低制限価格の設定は、建設工事では予定価格の10分の7以上とする。委託業務では予定価格の10分の6_____ (地質調査業務にあっては10分の6.6_____)以上_____とする。また、最低制限算定価格の計算は別紙1のとおりとする。 別紙1(第3条関係) (最低制限算定価格の計算) 第1 最低制限算定価格は、原則として次の各表により定める割合に予定価格を乗じて得た額を参考とする。 (1) 建設工事の場合 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。 ア 直接工事費に10分の10を乗じて得た額とする。 イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額とする。 ウ 現場管理費に10分の8を乗じて得た額とする。 エ 一般管理費に10分の7を乗じて得た額とする。 (2) 委託業務の場合 次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その割合が_____

場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、10分の6.6に満たない場合にあっては10分の6.6とするものとする。

【別記1 参照】

注：上の表の業務区分の欄に掲げる土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務については、Ⅰ又はⅡのいずれかを積算基準書等に応じて選択すること。

10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の6.6に
満たない場合にあっては10分の6.6とするものとする。

【別記1 参照】

【別記1】

現行

業務区分		①	②	③	④	範囲
測量業務		直接測量費	測量調査費	諸経費の額	—	6／10～8／1
		の額	の額	に10分の4.8	0	
				を乗じて得		
				た額		
建築関係の建設コンサル		直接人件費	特別経費の	技術料等経	諸経費の額	6／10～8／1
タント業務(建築設計及び		の額	額	費の額に10	に10分の6を0	
監理業務)				分の6を乗じ	乗じて得た	
				て得た額	額	
土木関係	I	直接人件費	直接経費の	技術経費の	諸経費の額	6／10～8／1
の建設コ		の額	額	額に10分の6	に10分の6を0	
ンサルタ				を乗じて得	乗じて得た	
ント業務				た額	額	
	II	直接人件費	直接経費の	その他原価	一般管理費	
		の額	額	の額に10分	等の額に10	
				の9を乗じて	分の4.8を乗	
				得た額	じて得た額	

改正後

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費の額	二
	の額	の額	に10分の5を	
			乗じて得た額	
建築関係の建設コ	直接人件費	特別経費の	技術料等経	諸経費の額
ンサルタント業務	の額	額	費の額に10	に10分の6を
(建築設計及び監理			分の6を乗じ	乗じて得た
業務)			て得た額	額
土木関係の建設コ	直接人件費	直接経費の	その他原価	一般管理費
ンサルタント業務	の額	額	の額に10分	等の額に10
			の9を乗じて	分の5を乗じ
			得た額	て得た額
地質調査業務(磁気	直接調査費	間接調査費	解析等調査	諸経費の額
探査業務含む)	の額	の額に10分	業務費の額	に10分の5を
		の9を乗じて	に10分の8を	乗じて得た
		得た額	乗じて得た額	
			額	

地質調査業務(磁気探査業務含む。)		直接調査費	間接調査費	解析等調査業務費の額	諸経費の額	6.6/10~8.5/10
		の額	の額に10分の9を乗じて得た額	業務費の額に10分の8を乗じて得た額	に10分の4.85を乗じて得た額	
補償関係	I	直接人件費	直接経費の額	技術経費の額	諸経費の額	6/10~8/10
コンサル		の額	の額	の額に10分の6を乗じて得た額	に10分の6を乗じて得た額	
タント業務						
	II	直接人件費	直接経費の額	その他原価の額	一般管理費の額	
		の額	の額	の額に10分の9を乗じて得た額	等の額に10分の4.5を乗じて得た額	
現場技術業務		直接人件費	直接経費の額	その他原価の額	一般管理費の額	6/10~8/10
		の額	の額	の額に10分の9を乗じて得た額	の額に10分の4.8を乗じて得た額	

補償関係	コンサル	直接人件費	直接経費の額	その他原価の額	一般管理費の額
タント業務		の額	の額	の額に10分の9を乗じて得た額	等の額に10分の5を乗じて得た額
現場技術業務		直接人件費	直接経費の額	その他原価の額	一般管理費の額
		の額	の額	の額に10分の9を乗じて得た額	の額に10分の5を乗じて得た額